

# 山口県栄養塩類管理計画(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

山口県栄養塩類管理計画（素案）に対して、県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度策定した山口県栄養塩類管理計画を公表します。

## 1 公表する資料

山口県栄養塩類管理計画

## 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

### (1) 意見の募集期間

令和6年10月8日（火曜日）から同年11月7日（木曜日）まで

### (2) 意見の件数

17件（3人）

### (3) 意見の内容と県の考え方

### 【第1章 はじめに】（4件）

No	意見の内容※	意見に対する県の考え方
1	「図1 法第5条第1項に規定する指定地域、関係湾・灘」の、図中緑点線の意味が分かりません。 点線より県側が山口健管轄海域、とすると、「県管轄の島だがその沿岸は県管轄外」といった海域が存在するように見えます。 当該図面について説明付記が必要と考えます。	緑色点線は関係湾・灘の境界（瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく瀬戸内海に限る）を示しており、指定地域の陸域を着色しています。 図1は法に基づく瀬戸内海の範囲を適切に示しており、説明付記は不要と考えているため、原案どおりとします。
2	担当者が作ったのか業者が作ったのか知らないが、1ページ目から日本語として文章がおかしい。 （課題という言葉の意味がよくわかっていないのではないか。）	本計画において、「課題」は、「取組や解決が必要な事柄」の意味で使用しています。
3	2ページ目の用語の定義が少ない。 （これ以外は説明が不要と考えているのか。）	定義が必要な用語は全て記載していると考えているため、原案どおりとしますが、計画末尾に用語解説を追加しました。
4	P2に当管理計画内使用語句の説明がありました。それ以外にも専門用語・行政用語多数見受けられます。 「語句説明」掲載が必要と考えます。	計画末尾に用語解説を追加しました。

※「意見の内容」は、提出いただいた意見をそのまま引用しています。

【計画の基本的事項】（3件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	<p>山口県が策定するのに、なぜ宇部海域だけの計画なのか。</p> <p>下関や周南、防府、下松などの海域では栄養塩類が不足していないのか。</p> <p>もし宇部と同様に不足しているのなら、この計画に盛り込まれていないのはなぜか。</p> <p>今後、盛り込まれるのであれば、具体的にどのような予定なのか。</p>	<p>これまでの国の研究等では、栄養塩類の不足と養殖ノリの色落ち等に関する科学的知見が蓄積しているため、本計画の策定に当たっては、ノリの養殖で課題を抱える宇部海域を対象としています。</p> <p>今後、栄養塩類の不足とノリ以外の海産物に関する新たな知見等が示されれば、他の海域を対象とする計画の必要性について検討していきます。</p>
6	<p>「水質の目標値は、対象海域の利用目的等に鑑み、下限値を水産用水基準において海域の生物産性が低いとされている値（全窒素：0.2mg/l）（以下略）」としておりますが、図6と図8を比較しますに、「宇部海域で全窒素が0.2mg/l程度で推移するようになったH19=2007年以降、ノリ生産枚数は減少を続けている」のは明らかであり、「宇部海域でのノリ生産を踏まえた目標値設定」ならば、下限値は0.2mg/lより高い値とするべきなのは明白、と考えます。</p> <p>下限値の変更、あるいは下限値を0.2mg/lとした詳細説明明示が必要と考えます。</p>	<p>ノリの生産枚数は、栄養塩類だけではなく、気候（海水温等）や経営体数などの要因により変動するため、近年のノリ生産枚数の減少が栄養塩類の減少のみを原因としているとは考えていません。</p> <p>他方で、宇部海域の全窒素濃度は生物生産性が低いとされる値を下回る傾向がみられることから、水産用水の基準に基づく数値を下限値とし、この下限値を超えることを計画の目標とすることは、適切と考えるため原案どおりとします。</p>
7	<p>当管理計画の実施期間が見当たりませんでした。</p> <p>どこかに明示願います。</p>	<p>環境省のガイドラインに示されているとおり、栄養塩類管理計画は必要に応じて見直すこととされており、実施期間を定めることが困難であるため、原案どおりとします。</p>

【栄養塩類増加措置の内容等】（2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	<p>「栄養塩類増加措置の実施期間については、①及び②の事業場については季節別運転管理（10月～4月）とし、③の事業所は通年で実施することを基本とする。」とありますが、事業場によって実施期間を変える理由が文中に見当たりません。</p> <p>計画書内に「①②を季節別運転管理、③を通年実施」と期間を変えている理由を明示すべきと考えます。</p>	<p>栄養塩類増加措置の実施期間は、栄養塩類増加措置実施者が、対応可能な範囲で設定するもので、県が指定できないことから理由の明示は困難であるため、原案どおりとします。</p>
9	<p>「予測結果及び効果」ですが、第2章では「全窒素の顕著な減少」「溶存無機窒素の減少傾向」によりノリ養殖の色落ち発生・生産量が低下、と説明している、と認識しているのですが、P13の「①全窒素」の予測で「措置を実施」の場合「全窒素濃度の上昇はごくわずかで、実測値と差はなく」とのこと。</p> <p>窒素濃度を、操作可能環境の上である程度上げることが目標とする基本計画で、予測結果が「上昇はごくわずかで、実測値と差はない」のでは、計画の意味が無い様に見えます。</p> <p>説明不足ではないか、と感じます文面再考を宜しくお願い致します。</p>	<p>P13～15は、環境基準点における環境基準の達成状況への影響のシミュレーション結果であり、環境基準の達成が維持される結果を示しています。</p> <p>一方、P16～18に栄養塩類等の拡散の結果を可視化した図を示しており、現況に比べ、栄養塩類増加措置時はより高い濃度で栄養塩類等が拡がり、ノリ養殖場に達していることが分かります。</p> <p>このため、本計画における事前評価の説明は十分なされていると考えており、原案どおりとします。</p>

【水質の目標の達成状況の確認】（2件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	<p>「測定の地点、方法及び頻度」を「水汚濁防止法に基づく常時監視調査（公共用水域水質調査）により確認」としてありますが、従来と異なる、「環境基準対象物の測定数値を上げること」を目標とする基本計画（と認識しております）であれば、特に測定頻度は法律に基づく回数より増やすべきと感じます。</p>	<p>環境基準点における測定はこれまでも実施していますが、本計画では測定頻度を増やすことで栄養塩類増加措置の影響を確認することとしており、記載の内容で十分と考えているため、原案どおりとします。</p> <p>また、ノリ養殖漁場付近での栄養塩類やノリの生育状況等のモニタリングについては、月2～3回程度実施することとしており、適切なモニタリングに努めます。</p>
11	<p>「調査、分析及び評価の方法」の記述となっておりますが、これらをどこ（県行政のどの組織）が実施あるいは管轄するのか、明示すべきと考えます。</p>	<p>水質の状況等の情報収集は、p21の図18に環境生活部において把握することを示しており、原案どおりとします。</p>

【計画的な実施に関し必要な事項】（1件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>「必要に応じて当計画の見直しを検討」とありますが、見直し検討の具体的方法を明示すべきと感じます。</p> <p>「県、市、漁業関係者等で構成する宇部海域栄養塩類管理推進協議会への情報提供等を行う」とありますが、組織団体名から考えて、当基本計画推進のため、単に情報提供を行うのみならず、積極的に連携していくべきと感じます。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>

【その他】（5件）

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	<p>本件のタイトルは以下のとおり修正した方が良い。</p> <p>山口県宇部海域栄養塩類管理計画 理由： 原案のタイトルでは範囲が広すぎて、漠然として何の事が不明。</p> <p>この計画は対象海域として、宇部海域沿岸部と限定されているので原案では、県全体を示す計画かのように受け取られかねない。</p>	<p>これまでの国の研究等では、栄養塩類の不足と養殖ノリの色落ち等に関する科学的知見が蓄積しているため、本計画の策定に当たっては、ノリの養殖で課題を抱える宇部海域を対象としています。</p> <p>本計画は、本県の栄養塩類管理計画として位置付け、対象海域を第2章（P15）で規定しており、原案どおりとします。</p>
14	<p>当計画、名称が「山口県栄養塩類管理計画」と、「県全体についての計画」の様に見えますが、ここまで読み進めてやっと対象地域が「県内海域の内、県内重要資源であるノリ養殖地域であるが、色落ち・生産量低下から継続が困難な状況である宇部海域」、よって県海域の一部についての計画、と分かりました。</p> <p>そもそも計画名では海域が対象なのかも不明確です。</p> <p>計画名を、「山口県宇部海域栄養塩類管理計画」等、対象地域を明確にすべきです。</p>	<p>これまでの国の研究等では、栄養塩類の不足と養殖ノリの色落ち等に関する科学的知見が蓄積しているため、本計画の策定に当たっては、ノリの養殖で課題を抱える宇部海域を対象としています。</p> <p>本計画は、本県の栄養塩類管理計画として位置付け、対象海域を第2章（P15）で規定しており、原案どおりとします。</p>
15	<p>この取組の結果、赤潮などの被害が出た場合（特に宇部市外）、山口県が責任を取るのか。</p>	<p>これまでも定期的な赤潮原因プランクトン調査を行っているほか、海水の着色等が確認された場合には追加調査を実施し、赤潮による漁業被害が予想される場合には注意喚起を行っており、今後とも漁業被害の予防に努めます。</p>

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
16	<p>当該管理計画は、宇部海域の栄養塩類に関するものとなっております。</p> <p>山口県は三方を海に囲まれており、全域・各海域において様々な問題があると考えます。</p> <p>海域保全のための施策推進（開発計画見直し、海域に関わる許認可の見直し、必要あれば国への意見・申請等々）を御検討御対応宜しく御願ひ致します。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>
17	<p>日本語もおかしい中途半端な計画なら立てないほうが良い。</p>	<p>御意見として賜り、参考とさせていただきます。</p>